

令和4年9月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和4年9月30日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (13人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	(欠員)	
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	堀田	一徳
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	馬 場 直 英
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企画財政課長	佐々木 健太郎
税 務 課 長	小中尾 寿 隆
健康推進課長	太 川 一 輝
長寿支援課長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住民福祉課長	中 原 敬 介
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水 道 課 長	川 内 和 哉
教 育 次 長	荒 木 俊 行
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

- 第 1 同意第 2 号 川棚町副町長の選任について同意を求める件
- 第 2 同意第 3 号 川棚町教育長の任命について同意を求める件
- 第 3 同意第 4 号 川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
- 第 5 報告第 10 号 令和 3 年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件
- 第 6 議案第 43 号 令和 4 年度川棚町一般会計補正予算（第 4 回）
- 第 7 認定第 1 号 令和 3 年度川棚町一般会計決算認定
- 第 8 認定第 2 号 令和 3 年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定
- 第 9 認定第 3 号 令和 3 年度川棚町後期高齢者医療特別会決算認定
- 第 10 認定第 4 号 令和 3 年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定
- 第 11 認定第 5 号 令和 3 年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定
- 第 12 認定第 6 号 令和 3 年度川棚町下水道事業会計決算認定
- 第 13 認定第 7 号 令和 3 年度川棚町水道事業会計決算認定

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1 同意第2号

議 長 日程第1、同意第2号「川棚町副町長の選任について同意を求める件」を議題といたします。ここで、川内水道課長の退場を求めます。

(川内和哉水道課長退場)

議 長 本件についての説明を求めます。町長。

町 長 皆様、おはようございます。同意第2号「川棚町副町長の選任について同意を求める件」について提案理由を説明いたします。

副町長については、現在馬場副町長の任期が令和4年9月30日をもって満了を迎えることから、議案のとおり馬場副町長の後任として、現水道課長の川内和哉氏を選任したく、地方自治法第162条の規定により、議会のご同意をお願いするものであります。

川内和哉氏は議案に記載しておりますとおり、現在、川棚町中組郷にお住まいで、年齢は昭和42年3月18日生まれの現在55歳でございます。川棚町のご出身であり、昭和61年3月に大村高等学校を卒業後、同年4月に本町に採用されてから現在まで36年6か月本町職員として勤務されております。その間、主な役職といたしましては、平成11年4月に水道課業務係長、平成28年4月に税務課長、平成31年4月に健康推進課長、令和3年4月から水道課長を務められております。

川内和哉氏は温厚かつ聡明な人柄で、また、本町職員としての豊富な経験から、地方自治に関して卓越した識見を有しておられ、職員並びに住民からの信頼も厚く、副町長に適任であることを認めますのでご提案するものであります。

なお、副町長の任期は令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4年間です。

以上、ご提案いたしますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第2号「川棚町副町長の選任について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、同意第2号「川棚町副町長の選任について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10 : 04)

議 _____ **長** ここで、川内水道課長の入場を許します。

(川内和哉水道課長入場)

日程第 2 同意第 3 号

議 _____ 長 次に、日程第 2、同意第 3 号「川棚町教育長の任命について同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町 _____ 長 同意第 3 号「川棚町教育長の任命について同意を求める件」についての提案理由を説明いたします。

教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされております。

現在の竹下教育長の任期が本年 9 月 3 0 日をもって満了を迎えることから、議案のとおり竹下教育長の後任として、諸岩達哉氏を川棚町教育長として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

諸岩氏は、議案に記載しておりますとおり、川棚町中組郷 1 3 1 9 番地 4 にお住まいで、年齢は昭和 3 1 年 3 月 1 9 日生まれの 6 6 歳でございます。昭和 5 4 年 3 月に九州産業大学を卒業され、同年 4 月から長崎県教育委員会に採用され、以来、教諭、教頭を経て、平成 1 6 年 4 月からは千綿中学校校長、平成 1 9 年 1 月からプラハ日本人学校校長、平成 2 2 年 4 月から諫早市立琴海中学校校長、平成 2 5 年 4 月から佐世保市立山澄中学校校長を歴任され、平成 2 8 年 3 月に定年退職後、佐世保市教育委員会社会教育課、佐世保市文化振興課などを経て、現在は佐世保市立大野中学校の講師を務められております。

諸岩氏は温厚で誠実な人柄で、また、4 0 年以上にわたり学校教育に携わり、教育について豊富な経験と識見を有しておられ、住民からの信頼も厚く、本町の教育長として適任であり、その職務を十分に果たしていただけるものと期待しておりますので、このたびご提案申し上げるものであります。

なお、教育長の新たな任期は、令和 4 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0

日までの3年間であります。

以上、ご提案いたしますので、ご審議の上、ご同意くださいますようよろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第3号「川棚町教育長の任命について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、同意第3号「川棚町教育長の任命について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10 : 09)

日程第3 同意第4号

議 _____ **長** 次に、日程第3、同意第4号「川棚町教育委員会委員の任命

について同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町長 同意第4号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」について、提案理由を説明いたします。

教育委員会の組織については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条において、教育長及び4人の委員をもって組織すると規定されておりますが、このたび、委員である五反田睦子氏の任期が、10月14日をもって満了となります。そこで、現在委員としてご活躍いただいております五反田睦子氏を引き続き教育委員会委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

五反田氏は議案に記載しておりますとおり、川棚町五反田郷185番地にお住まいで、年齢は昭和38年6月25日生まれの59歳でございます。昭和60年3月に岡山県倉敷市立短期大学を卒業され、現在は長崎川棚医療センター内にありますさくら保育園の園長先生として勤務されております。これまで川棚中学校野球部の保護者会会長や、川棚高等学校PTA副会長を務めるなど、子どもたちの健全育成やPTA活動に熱心に取り組んでこられ、温厚で誠実な人柄は住民からの信頼も厚く、教育委員会委員として適任であると認めますので、ご提案申し上げるものであります。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

議長 これから質疑を行います。

6番山口 すみません。任期はいつまでなのでしょうかね。ちょっと説明なかったんですけど。

議長 総務課長。

総務課長 はい。私からお答えいたします。任期は令和4年10月15日から令和8年10月14日の4年間でございます。以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第4号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 **長** はい。全員起立です。したがって、同意第4号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(1 0 : 1 3)

日程第4 諮問第1号

議 **長** 次に、日程第4、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町 **長** 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の提案理由を説明いたします。

人権擁護委員は法務大臣が委嘱することになっておりますが、人権擁護委員法第6条第3項により、市町村長は議会の意見を聞いて、候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、本町は4人の方が人権擁護委員の委嘱を受けておられますが、その

うち、石橋房江氏におきましては、令和4年12月31日をもって任期満了となり、本人より退任の意思が示されております。その後任に山下智恵子氏を候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものであります。

山下氏は五反田郷120番地にお住まいで、昭和35年10月14日生まれの61歳であります。同氏は昭和56年2月に九州文化学園短期大学食物科を卒業後、同年4月から川棚町職員として給食センターに勤務され、その後、平成27年1月に退職されております。退職後は特別養護老人ホームくじゃくの家や川棚特別支援学校に勤められており、人権に対する理解が深く、また、人格、識見が高く、人権擁護委員として適任と認め、候補者として推薦するものでございます。

なお、委員の任期は令和5年1月1日から3年間となっております。

以上で説明を終わりますが、候補者として推薦することにつきまして、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これを適任者と認めるとの意見とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」は、適任者と認めると答申することに決定をいたしました。

(10 : 16)

日程第5 報告第10号

議 _____ **長** 次に、日程第5、報告第10号「令和3年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」を議題といたします。報告内容の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 報告第10号「令和3年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」についての報告をいたします。

この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、このたび、監査委員からその審査意見書の提出がありましたので、その意見書を添付し、議会に報告するものであります。

別紙にそれぞれの比率を表にして記載しておりますが、健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも、国が示した早期健全化基準及び経営健全化基準以内の値となっております。

なお、これら健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、今回の議会報告後、速やかに公表を行うものであります。

詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。では、私の方から説明させていただきます。2枚目、別紙をお開きください。

まず、1 健全化判断比率（法第3条関係）ですが、健全化比率の行が本

町の令和3年度決算に基づく実績であります。

その下の行の早期健全化基準と財政再生基準は法が定めた基準で、これらの基準を上回ると市町村は財政の健全化、あるいは再生の計画を作成し、改善を図らなければならないという基準であります。まず、健全化判断比率のうちの実質赤字比率及び連結実質赤字比率ですが、この2つはいずれも実質収支が黒字であったため、赤字比率自体が生じておりませんので横線バーで表示しております。実質公債費比率は5.9パーセントで、早期健全化基準の25パーセントを下回っております。将来負担比率は30.9パーセントで、これも早期健全化基準の350パーセントを下回っております。

次に、2の資金不足比率ですが、これは公営企業会計ごとの経営健全化判断を行うもので、水道事業会計、下水道事業会計、観光施設事業特別会計が対象となります。これら3つの特別会計は、いずれも資金不足が生じていないため、横線で表示しております。

次に、表題を「健全化判断比率等の公表について」とした資料をお付けしております。1枚目に財政健全化法の目的や川棚町の財政状況について、2ページ以降につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率の計算基礎等についてお示ししております。3ページの下段の表には、年度ごとの資金不足比率を除いた指標数値の推移を示した表を掲げておりますが、傾向としましては、実質公債費比率が令和2年度に引き続き0.1ポイント減少し、一定の改善が進んでおります。また、将来負担比率が令和2年度と比較して10ポイント増加しております。これは、新庁舎建設に伴う起債借入れの増加及び基金の取崩しを行ったことが主な要因となっております。詳しい内容につきましては、後ほど資料をご覧ください。説明は省略させていただきます。報告内容につきましては以上のとおりです。

なお、財政健全化法に規定する健全化指標の公表につきましては、例年どおりお配りした公表資料をホームページに掲載し、また、概要を示したものを広報誌に掲載することにより公表したいと考えております。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(1 0 : 2 2)

日程第 6 議案第 4 3 号

議 長 次に、日程第 6、議案第 4 3 号「令和 4 年度川棚町一般会計補正予算（第 4 回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 4 3 号「令和 4 年度川棚町一般会計補正予算（第 4 回）」について提案理由を説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に増減はなく、訴訟に関する所要経費を増額し、予備費で調整するものであります。

内容につきましては、去る 9 月 2 6 日月曜日に長崎地方裁判所佐世保支部から川棚町を被告とする訴状が送達され、これを受理いたしました。

本町としては、この訴えに対し応訴する必要があると判断したので、その訴訟について見込まれる経費を今回補正予算として計上したものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、企画財政課長及び総務課長から説明させますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。私の方から補正予算の詳細につきまして説明させていただきます。事項別明細書の 5、6 ページをお開きください。

2 款総務費であります。1 項 1 1 目諸費につきましては、今回の訴訟において見込まれる経費として、証人等が必要になる場合の 7 節報償費 3 万円及び打合せ又は出廷のための 8 節旅費 2 万円を計上し、代理人弁護士との委任契約として見込まれる 1 2 節委託料、こちらを 5 0 万円計上するものであります。7、8 ページをお開きください。

1 4 款予備費であります。1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の見

合いにより減額するものです。

以上が、令和4年度一般会計補正予算（第4回）の内容でございます。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは、私から今回原告から提出された訴状の概略についてご説明をいたします。なお、訴状の詳細につきましては、本補正予算をご決定いただいてから、代理人弁護士と委任契約を締結し、その上で原告の主張を精査し、また、本町の主張を構築していくべきものでありますので、本日の説明はあくまで訴状の概略の説明にとどめ、詳しい説明は差し控えさせていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

今回、訴状を提出した原告ですが、原告は平成30年3月から平成31年3月末までの間、本町の地域おこし協力隊に職され、本町において活動を行っていた人物であります。

原告の請求の趣旨といたしましては、川棚町を被告とし、被告は原告に対し160万円及び年5分の金員を支払えという請求であります。

請求の原因は、原告が本町の地域おこし協力隊として活動する中で、パワーハラスメント及び不利益な扱いを受け、そのことにより多大な精神的苦痛を受けたと主張するものであり、このことに対し、先ほど申し上げた金額を支払えという訴えであります。私からの説明は以上です。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。炭谷議員。

11番炭谷 訴状の中の原告であります。名前を聞くことはちょっと申し上げられませんが、男性であるか、女性であるかということは答えられれば聞きたいと思っておりますけど。

議 長 総務課長。

総務課長 先ほど活動した期間を申し上げておりますので、そこから推測していただければと思います。以上です。

議 長 ほかに質疑はありますか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。ありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第43号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第43号「令和4年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」は、原案のとおり可決されました。

(10:28)

日程第7～13 認定第1号～認定第7号

議 _____ **長** 次に、日程第7、認定第1号「令和3年度川棚町一般会計決算認定」から日程第13、認定第7号「令和3年度川棚町水道事業会計決算認定」までを川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 認定第1号「令和3年度川棚町一般会計決算認定」から認定第7号「令和3年度川棚町水道事業会計決算認定」までを一括上程いただきましたので、併せてご説明いたします。

まず、認定第1号「令和3年度川棚町一般会計決算認定」から認定第5号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」までについてでありま

すが、これらの決算につきましては、会計管理者から決算の提出を受け、去る7月28日、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび、9月5日に監査委員から当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第3項の規定により、その意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であることを認める。また、予算の執行、財務に関する事務処理及び財産の管理についても、概ね適正に処理され、各種事業は概ね所期の成果を収めていると認める。」との意見をいただいているところであります。

続きまして、認定第6号「令和3年度川棚町下水道事業会計決算認定」についてご説明いたします。

認定第6号につきましては、川棚町下水道事業の川棚町長から令和3年度川棚町下水道事業会計決算の提出を受けまして、去る7月14日、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび、8月19日に監査委員からの当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第4項の規定により、その意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「審査に付された下水道事業会計の決算報告書、財務諸表その他附属書類は、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を概ね適正に表示していると認める。」とのご意見をいただいているところであります。

続きまして、認定第7号「令和3年度川棚町水道事業会計決算認定」についてご説明いたします。認定第7号につきましては、川棚町水道事業の川棚町長から令和3年度川棚町水道事業会計決算の提出を受けまして、去る7月13日、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび、8月19日に監査委員からの当該決算に係る審査意見書が提出されましたので、同条第4項の規定により、その意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「審査に付された水道事業会計の決

算報告書、財務諸表その他附属書類は、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示していると認める。」との意見をいただいたところであります。

その他、詳細につきましては、会計管理者並びに担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから、会計管理者並びに各担当課長に追加説明、補足説明をしていただきますが、説明が長くなるようであれば着座にて説明されて結構でありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず一般会計についての追加説明を求めます。会計管理者。

会計管理者 それでは、初めに私の方から一般会計の決算について総括的な部分のご説明をいたします。着座にて説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております「令和3年度川棚町一般会計 特別会計歳入歳出決算書及び附属書類」と、本日お配りしております「令和3年度川棚町一般会計歳入歳出決算書補足説明資料」でご説明させていただきます。まず、決算書事項別明細書の75ページをお開きください。

ここには、実質収支に関する調書を記載しております。1の歳入総額は8億7,092万1,629円です。2の歳出総額は79億5,902万840円です。よって、3の歳入歳出差引額は3億1,190万789円となります。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、(2)の繰越明許費繰越額の5,120万1,000円のみでございまして、5の実質収支額は3の歳入歳出差引額から、4の翌年度へ繰り越すべき財源の額を差し引いた2億6,069万9,789円の黒字となっております。次にページを戻りまして、決算書の2ページから9ページをご説明いたします。2ページから5ページまでが歳入となります。それでは、決算書の4ページから5ページをお開きください。

歳入合計は予算現額87億8,902万8,000円に対し、調定額85億8,870万4,586円、収入済額82億7,092万1,629円、不納欠損額456万4,543円、収入未済額3億1,321万8,414円であり、予算現額と収入済額との比較は5億1,810万6,371円の減となっております。次に、款ごとの説明をいたしますので、本日お配りしております補足説明資料をご覧ください。

1 ページは歳入について記載しております。ここでは、例年どおり主なものについて簡単にご説明します。

2 款地方譲与税につきましては、国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与することとされているものであり、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税が交付されるもので、前年度比 1. 4 パーセント、78 万 2, 000 円の増となっております。決算書事項別明細書の 12 ページから 13 ページに記載をしております。これ以後の記載ページにつきましては、それぞれ後ほどご確認ください。

8 款自動車税環境性能割交付金につきましては、これまでの自動車取得税が税制改正により廃止され、令和元年 10 月 1 日以降は環境性能割が適用されることになり、元年度新設されたもので、前年度比 4. 6 パーセント、12 万 8, 000 円の減となっております。

10 款地方交付税につきましては、本町の歳入の中で最も割合が大きく、28. 7 パーセントを占めています。前年度比 13. 5 パーセント、2 億 8, 335 万 3, 000 円の増となっております。

12 款分担金及び負担金につきましては、前年度を上回った主な要因は、新谷地区急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者負担金で、前年度比 31 パーセント、676 万 9, 853 円の増となっております。

14 款国庫支出金につきましては、前年度比 44. 5 パーセント、11 億 7, 719 万 9, 114 円の減となっております。前年度を下回った主な要因は、昨年度実施された特別定額給付金給付事業の実施がなく、国庫補助金が減少したものでございます。

16 款財産収入につきましては、2 年度は立木売払収入及び出資金返還金がありましたが、3 年度はありませんでした。前年度比 34. 1 パーセント、324 万 6, 394 円の減となっております。

17 款寄附金につきましては、前年度比 19 パーセント、989 万 1, 400 円の増で、そのうち、ふるさと応援寄附金が 2, 913 件、6, 160 万 2, 000 円となっております。

18 款繰入金につきましては、前年度比 229. 9 パーセント、1 億 4, 366 万 4, 638 円の増で、前年度を大きく上回った要因は、新庁舎建設費の財源として役場庁舎建設基金を繰り入れたものです。

2 1 款町債につきましては、前年度比 3 4. 1 パーセント、2 億 9, 8 5 2 万円の増となっております。以上で、歳入につきましての補足説明を終わります。

続きまして、歳出です。決算書の 6 ページから 9 ページまでが歳出となります。決算書の 8 ページから 9 ページをお開きください。

歳出合計は予算現額 8 7 億 8, 9 0 2 万 8, 0 0 0 円に対し、支出済額 7 9 億 5, 9 0 2 万 8 4 0 円、翌年度繰越額 5 億 8, 3 4 6 万 6, 0 0 0 円、不用額 2 億 4, 6 5 4 万 1, 1 6 0 円であり、予算現額と支出済額との比較は 8 億 3, 0 0 0 万 7, 1 6 0 円でした。よって、歳入歳出差引残額は 3 億 1, 1 9 0 万 7 8 9 円となっております。

款ごとの説明につきましては、本日お配りしております補足説明資料の歳出 2 ページから 4 ページに記載しております。今回もコロナ関連事業成果報告書を基に、款、項、目ごとに事業費の内容について主なものを簡単に説明させていただきます。補足説明資料の歳出の 2 ページをお開きください。

2 款総務費につきましては、前年度比 3 3. 8 パーセント、8 億 5, 3 4 3 万 7, 2 0 2 円の減で、1 項 2 目新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費（繰越明許）は、出張の際の感染リスクを回避するための公用車の購入に係る費用を支出いたしました。決算書事項別明細書の記載については、ページを記載しておりますので、後ほどご確認ください。

1 項 2 2 目庁舎内感染防止対策事業費は、感染対策用品として、手指消毒液等の購入に係る費用を支出しました。

庁舎衛生確保対策事業費は、感染対策用品として、飛沫拡散防止パネル設置型機の購入に係る費用を支出しました。

例規システム整備事業費は、行政手続きにおける書面規制、押印、対面規制の見直し及びオンライン化を行うため、例規整備支援業務に係る費用を支出しました。

行政 I T 化推進事業費（繰越明許）は、ウェブ会議用物品調達として、ウェブ用カメラ 1 5 台を購入、その購入に係る費用を支出しました。

3 項 2 目オンライン申請関連機器導入事業費は、マイナンバーカードの普及に伴う関連機器の購入に係る費用を支出しました。

3 款民生費につきましては、前年度比 1 7. 6 パーセント、4 億 1, 2 9

8万1,984円の増で、1項1目住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業費は、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を1,220世帯へ支出いたしました。

1項6目介護保険感染症対策事業費は、介護保険事業所等へ感染症の感染拡大防止を図るために購入した消耗品、備品に係る費用の補助金として、補助上限額80万円を19事業所に支出しました。

2項1目保育所運営事業費は、保育所及び認定こども園へ感染症の感染拡大防止を図るために購入した備品等に係る費用の補助金として、補助上限額50万円を6事業所に支出しました。

放課後児童健全育成事業費は、感染症の感染拡大防止を図るために購入した消耗品、備品に係る費用の補助金として、補助上限額40万円を町内学童クラブ3事業者に支出しました。また、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の一つである放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を実施、賃金の引上げを行うなど、処遇改善を図った町内学童クラブ3事業所に対して補助金を支出しました。

子ども・子育て支援事業費は、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、病後児保育事業を実施している施設へ感染症の拡大防止を図るために購入した消耗品、備品に係る費用の補助金として、補助上限額30万円を4事業所に支出しました。また、前述と同様に、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業を実施、賃金の引上げを行うなど、処遇改善を図った5事業所に対して補助金を支出しました。

2項2目子育て世帯生活支援給付金給付事業費（その他世帯分）は、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金として、対象児童1人当たり5万円を128人に支出しました。

子育て世帯への臨時特別給付金支援事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う子育て世帯へ臨時特別的な給付金として、対象児童1人当たり10万円を2,228人に支出しました。

4款衛生費につきましては、前年度比53.2パーセント、2億2,678万9,127円の増で、1項2目新型コロナウイルス感染症対策予防接種事業費及び予防接種事業費（繰越明許）は、新型コロナウイルスワクチン予防接種1回目から3回目を集団接種会場と町内の個別医療機関において実施

したもので、実施に係る各種費用について支出しました。

1項5目新生児特別定額給付金事業費は、令和2年4月28日以降令和3年3月31日までに生まれた新生児1人につき10万円を世帯主に支出しました。次に2ページをお開きください。

7款商工費につきましては、前年度比4.4パーセント、1,666万3,181円の増で、1項5目飲食店感染拡大防止対策支援事業費は、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証を受けた飲食店54事業所に対し、1事業所につき給付金20万円を支出しました。

川棚町プレミアム付商品券事業費は、町内世帯に町内事業所で利用できる2,000円分のプレミアム付商品券「かわたなば元気にする券」を3,000円で販売したもので、登録事業所134のうち、115事業所に補助金を支出しました。

宿泊キャンペーン事業費は、「かわたなお得に泊まってキャンペーン」として、宿泊客1人当たり、9月25日から1月16日まで1泊上限額2,000円を4,511泊分、3月7日から31日まで1泊上限額3,000円を1,211泊分、3宿泊施設へ助成しました。

指定管理施設休業等協力支援事業費は、施設の休業等の措置を行った指定管理者施設に対して、休業等協力金を繰り出すための費用であり、国民宿舎くじゃく荘2か月分を繰り出し、支出をしました。

長崎県事業継続支援給付金事業費は、令和3年8月又は9月の事業収入が30パーセント以上50パーセント未満減少した41事業所に給付金を支出しました。

長崎県事業継続支援給付金事業費（繰越明許）は、令和3年1月又は2月の事業収入が50パーセント以上減少した80事業所に給付金を支出しました。

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金事業費（第1期）は、長崎県の営業時間短縮要請に応じた59事業所に協力金を支出しました。対象期間は、令和3年8月10日から23日までの14日間です。

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮要請協力金（第2期）、（第3期）、（第4期）、（第5期）事業費は、それぞれ営業時間短縮の期間を設け、長崎県の営業時間短縮要請に応じた事業所に協力金を支出しまし

た。

8 款土木費につきましては、前年度比 9. 1 パーセント、6, 560 万 2, 080 円の増で、1 項 2 目緊急対応型雇用創出事業費は、就業機会を失った町民に対して雇用創出を行うための費用で、2 名の会計年度任用職員の雇用に係る人件費等を支出しました。

5 項 9 目中央公園改修事業費は、中央公園体育館 2 階に換気設備の設置工事、中央公園野球場及びテニスコートのベンチ改修工事を施工、工事費用を支出しました。

10 款教育費につきましては、前年度比 35. 2 パーセント、2 億 1, 720 万 4, 710 円の減で、1 項 4 目オンライン学習環境整備事業費は、教職員の ICT 機器の活用支援のための ICT 支援員の配置に係る委託料、児童生徒一人一台の学習者用端末の整備を完了するため、小学校低学年用のタブレットの購入費用等を支出しました。

学校 ICT 教育活動継続支援事業費は、教育活動を継続するため、小中学校において接触の機会を減少させるためのオンライン化を図る費用を支出しました。

学校図書室利用促進事業費は、小中学校の図書室を児童生徒が安心して利用できるように、図書室内の換気対策として各小中学校に空気清浄機、CO2 モニターを設置するための購入費用を支出しました。

修学旅行キャンセル料支援事業費は、やむを得ず中止となった修学旅行のキャンセルに係る費用を支出しました。

学校保健特別対策事業費（現年度及び繰越明許）は、各小中学校の感染症拡大の影響による学校教育活動の継続を支援するため、学校保健特別対策事業費補助金を活用し、感染症対策用品等に係る費用を支出しました。以上で、歳出につきましてはの補足説明を終わります。なお、そのほかの補足説明資料につきましては、後ほどご確認ください。

最後に、決算書事項別明細書 78 ページから 83 ページにかけて、財産に関する調書を記載をしております。基金につきましては、82 ページから 83 ページに記載をしておりますのでお開きください。

主な増減高につきましては、増額分は、一般会計財政調整基金に 5, 000 万円、減債基金に 5, 021 万 5, 000 円積立てをしております。減額

分は、基金を取り崩し一般会計に繰り入れたものです。

中山間ふるさと農村活性化基金100万円は、イノシシ緊急特別対策事業費及び道水路維持補修費の財源として繰り入れました。

役場庁舎建設基金1億9,400万円は、新庁舎建設費の財源として繰り入れました。

地域福祉基金131万5,000円は、いきがいセンター管理費の財源として繰り入れました。

森林環境譲与税基金98万3,000円は、森林環境譲与税事業費の財源として繰り入れました。

新型コロナウイルス感染症等対策基金300万円は、飲食店感染拡大防止対策支援事業費の財源として繰り入れました。以上で、私からの説明を終わります。

(11:01)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(11:01)

(…休 憩…)

(11:15)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 それでは、順次追加説明、補足説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長 はい。私のほうから一般会計の補足説明をさせていただきます。「令和3年度決算補足資料(一般会計)」こちらの横長の資料をお手元にご準備ください。それでは、先ほどの資料を基にご説明いたします。この資料につきましては、10年間における決算の推移を取りまとめたもので、決算統計から引用により長期的な観点から財政状況を比較検討するために毎年作成し、決算補足資料として配布を行っております。まず1ページ目でございます。

歳入決算の状況であります。各歳入の款ごとに10年間の推移を取りまとめております。主な増減につきましては、先ほど会計管理者からの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。なお、一番下の行の「町債—公債費(元金)」であります。これは新たな借入から元金返済を差し引く

ことによりまして、町の借金の減り具合を見てとれる行となっております。この行がマイナスでありますと、町の起債残高が減っているという状況で、これがプラスとなりますと起債残高が増えているという状況となります。続きまして、2ページをお開きください。

2ページ目につきましては、経常収支比率、積立金の残高、地方債現在高などを取りまとめた表となっております。表の上から8段目にあります「 $B / (A + C + D)$ 」の欄が財政指標として使われる経常収支比率でありまして、令和3年度は80.2パーセントでありました。参考としまして、東彼杵町、波佐見町の経常収支比率を掲げております。その下には、積立金現在高、地方債現在高、そして下から2行目に財政力指数を掲載しております。続きまして、3ページをお開きください。

3ページにつきましては、決算書と同じく款ごとの目的別決算の状況を取りまとめた表となります。こちらにつきましても会計管理者からの説明と重複いたしますので、説明につきましては省略させていただきます。続きまして、4ページであります。

4ページにつきましては、性質別決算の状況であります。この性質別決算では、決算統計上のルールに従って性質別に仕分けられたものであります。なお、義務的経費である人件費につきましては、令和2年度から会計年度任用職員制度へ移行したことにより、物件費から人件費に仕分けられることとなり、人件費が増額となっております。そして5ページ、6ページにつきましては、性質別決算の状況を波佐見町と東彼杵町の2町の分も取りまとめてお付けしておりますので、ご確認いただければと思います。続きまして、7ページをお開きください。

7ページにつきましては、経常収支比率の推移のグラフであります。経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費などの義務的経常経費に、町税、普通交付税、地方譲与税などといった経常一般財源がどの程度充当されているかを示す比率であります。点線が財政指標として使われる経常収支比率で、令和3年度は80.2パーセントとなっております。前年度から2.8ポイントの減であります。続きまして、8ページをお開きください。

義務的経費である人件費、扶助費、公債費の推移のグラフであります。扶助費の増加傾向が継続しているといった傾向であります。続きまして、9

ページをお開きください。

9ページにつきましては、積立金と地方債の現在高、そして町債と公債費元金償還額の推移のグラフであります。積立金につきましては、令和3年度が18億1,700万円程度ということで、前年度と比較して約9,600万円程度減額しております。この減額の主な要因としましては、新庁舎建設の本格化に伴い、庁舎建設基金を取り崩したことが主な要因であります。また、地方債現在高につきましては、令和3年度が62億400万円で、前年度から6億5,000万円増額しております。こちらにつきましては、新庁舎建設事業に係る起債借入れが主な要因となっております。以上で、補足資料にて説明を終わらせていただきます。

(11:21)

議 長 はい。国民健康保険事業についての説明をお願いいたします。

健康推進課長 それでは、川棚町国民健康保険事業特別会計、令和3年度決算についてご説明いたします。決算書の86、87ページをお開きください。

歳入における調定総額19億1,647万3,766円に対して、収入済額が18億5,378万7,767円で、収入率96.7パーセントとなっております。収入未済額の6,002万2,971円は、国民健康保険税の未済額であります。地方税法第18条の規定によりまして、266万3,028円を不納欠損処分しております。次のページをお願いいたします。

歳出です。歳出における支出済額は、17億5,929万3,041円であり、予算総額18億4,892万3,000円に対して、95.2パーセントの執行率でありました。決算書107ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額18億5,378万7,767円、歳出総額17億5,929万3,041円で、歳入歳出の差引額は9,449万4,726円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は同じく9,449万4,726円となります。109ページをお開きください。

財産に関する調書であります。基金の状況は記載のとおりでありまして、年度内の積立5万2,708円を加えた1億978万7,534円の基金残

高となっております。引き続きまして、成果報告書によりご説明いたしますので、成果報告書119ページをお開きください。

1の決算の概要についてですけれども、令和3年度国民健康保険事業における歳入額並びに歳出額につきましては、ここに記載のとおりでありまして、先ほど決算書の実質収支に関する調書により報告をしたところでございます。

2.歳入につきましては、歳入総額に対する国民健康保険税の占める割合が14.8パーセントでございます。県支出金は72.4パーセント、繰入金6.8パーセント、その他6パーセントとなっております。

歳出につきましては、歳出総額のうち、保険給付費の割合が74.6パーセントと最も高くなっております。ほか、総務費0.5パーセント、国民健康保険事業費納付金23.4パーセント、保健事業費1.3パーセント、その他0.2パーセントの割合となっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書の92ページから記載をいたしておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。国民健康保険事業特別会計につきましては、以上で説明を終わります。

(11:25)

議 長 はい。それでは、引き続き後期高齢者医療特別会計についての追加説明をお願いいたします。

健康推進課長 はい。それでは、引き続きまして川棚町後期高齢者医療特別会計、令和3年度決算についてご説明をいたします。

この後期高齢者医療制度につきましては、保険料が1割、現役世代の保険料の一部として徴収される支援金が4割、公費負担5割として構成されておりました。国民全体で支える仕組みとなっております。歳入歳出につきましては最終的には同額となり、精算は次年度で行うこととなっております。決算書の112ページ、113ページをお開きください。

歳入における調定総額1億9,774万3,139円に対しまして、収入済額は1億9,594万739円で、収入率99.1パーセントとなっております。収入未済額の180万2,400円は、後期高齢者医療保険料の未済額であります。次のページをお願いいたします。

歳出における支出済額は、1億9,559万2,752円となり、予算総

額1億9,636万7,000円に対して、99.6パーセントの執行率でありました。123ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額1億9,594万739円、歳出総額1億9,559万2,752円で、歳入歳出差引額は34万7,987円となります。翌年度へと繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同じく34万7,987円となります。続いて、成果報告書によりご説明いたします。成果報告書の132ページをお開きください。

1の決算の概要ですが、歳入並びに歳出額はここに記載しているとおりでありまして、先ほど決算書の実質収支に関する調書によりご説明したところであります。

2.歳入につきましては、歳入総額に対する後期高齢者医療保険料が占める割合が69.3パーセントであります。繰入金占める割合が27.9パーセント、その他2.8パーセントとなっております。

3の歳出につきましては、歳出総額に対する総務費の割合が3.2パーセント、後期高齢者医療広域連合納付金の割合が96.8パーセントとなっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書118ページから記載をいたしておりますので、お目通しいただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

(11:28)

議 長 はい。続けて、介護保険事業特別会計についての追加説明を求めます。長寿支援課長。

長寿支援課長 はい。それでは、私の方から川棚町介護保険事業特別会計、令和3年度決算についてご説明いたします。決算書は126、127ページをお開きください。

歳入における調定総額14億7,208万2,600円に対し、収入済額が14億6,414万3,083円で、収入率99.5パーセントとなっております。収入未済額の728万1,177円は、介護保険料未済額であります。不納欠損額65万8,340円を介護保険法第200条第1項の規定により不納欠損処分としております。次のページをお願いいたします。

歳出における支出済額は、13億9,241万8,372円となり、予算

総額 1 4 億 6, 3 5 5 万 3, 0 0 0 円に対して、9 5. 1 パーセントの執行率でありました。決算書の 1 4 5 ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額 1 4 億 6, 4 1 4 万 3, 0 8 3 円、歳出総額 1 3 億 9, 2 4 1 万 8, 3 7 2 円で、歳入歳出差引額は 7, 1 7 2 万 4, 7 1 1 円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額の 7, 1 7 2 万 4, 7 1 1 円となります。1 4 7 ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。3 年度において基金利子 7 万 7 9 円を介護保険給付費基金に積み立てており、年度末残高は 1 億 5, 0 2 2 万 8, 2 5 1 円となっております。令和 3 年度は第 8 期介護保険事業計画の初年度であり、おおむね順調な財務状況であります。次に成果報告書により説明いたします。成果報告書の 1 3 6 ページをお開きください。

1. 決算の概要ですが、令和 3 年度介護保険事業における歳入額並びに歳出額はここに記載をしておりますとおりでありまして、先ほど実質収支に関する調書で報告をしたところでございます。

2 の歳入ですが、歳入総額に対する主な歳入割合につきましては、介護保険料 1 9. 3 パーセント、国庫支出金 2 3. 7 パーセント、支払基金交付金 2 4. 5 パーセント、県支出金 1 3. 3 パーセント、繰入金 1 4. 5 パーセントとなっております。

3 の歳出につきましては、歳出総額の大部分であります 9 1. 8 パーセントを保険給付費が占めており、総務費 1. 4 パーセント、地域支援事業等費 6. 1 パーセント、基金積立金 0. 0 1 パーセント、諸支出金 0. 8 パーセントとなっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書 1 3 2 ページから記載をいたしておりますので、お目通しいただきますようよろしくお願いいたします。以上で、令和 3 年度川棚町介護保険事業特別会計決算の説明を終わります。

(1 1 : 3 3)

議 長 はい。次に、観光施設事業特別会計についての追加説明をお願いいたします。産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは、令和 3 年度川棚町観光施設事業特別会計の

決算認定について、追加説明をいたします。決算書の161ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額1億1,050万8,441円、歳出総額1億506万3,441円であり、歳入歳出差引額544万5,000円であります。翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額が544万5,000円であります。実質収支額はゼロとなっております。次に決算書の150ページ、151ページをお開きください。

歳入は不納欠損額、収入未済額ともにゼロであります。次のページをお開きください。

歳出についてであります。支出済額1億506万3,441円は、予算現額の約83.5パーセントの執行率でありました。それでは、成果報告書の151ページをお開きください。

第一 総括の1. 決算の概要につきましては、令和3年度観光施設事業における歳入総額及び歳出総額を記載しておりますが、先ほど実質収支に関する調書でご説明をしたところであります。

次に、2. 歳入につきましては、歳入総額に対する諸収入の占める割合は24.6パーセントで、一般会計繰入金75.4パーセントであります。なお、歳入総額に対する観光事業収入の割合は6.5パーセントであります。前年度と比較しますと、9.7パーセントの減となっております。観光事業の収入につきましては、成果報告書の152ページに記載をしておりますとおり、指定管理者基本協定書に基づき納付されている観光事業収入であります。前年度納付額と比較し約1,390万円の減となっております。当初予算額に対して、決算額は718万2,988円となった理由といたしましては、指定管理施設でありますくじゃく荘につきましては、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を大きく受け、令和3年4月から6月の60日間、8月から9月の30日間の臨時休館を余儀なくされております。その後、一旦落ち着いた9月下旬から、長崎県割「ふるさとで“心呼吸”の旅」キャンペーン事業の実施に合わせ、本町独自の宿泊キャンペーン事業により、12月時点までは宿泊客の回復が見られましたけども、年明け早々全国的にオミクロン株による感染拡大となり、長崎県においてまん延防止等重点措置が適用され、1月26日には県下全域がまん延防止

等重点措置区域に指定され、くじゃく荘におきましては、1月24日から3月6日までの間、休館を余儀なくされたことによる利用者の減少が主な原因となっております。

成果報告書の151ページに戻っていただきまして、3. 歳出につきましては、歳出総額のうち、観光施設事業費の割合が83.4パーセント、公債費が16.6パーセントであり、予備費の支出はありません。決算書には歳入歳出決算事項別明細書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。後ほどお目通しをしていただければと思っております。以上、説明を終わります。

(11:39)

議 長 はい。次に、下水道事業会計についての追加説明を求めます。水道課長。

水道課長 はい。それでは、認定第6号「令和3年度川棚町下水道事業会計決算」についてご説明いたします。決算書の11ページをお開きください。

1. 概況の(1)総括事項ですが、令和3年度における川棚町下水道の整備状況は、処理区域面積が318.8ヘクタールとなりました。

年間総有収水量は81万781立方メートルで、前年度に比べ1万3,076立方メートルの減少となっております。この有収水量につきましては、一般以外全ての用途、事業所、学校、官公署で減少をいたしておりますけれども、特に官公署では1万1,447立方メートルの減少となっております。次に、経営の状況についてです。決算書1、2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について消費税込みの金額であります。収入の第1款下水道事業収益の決算額は、4億4,011万1,204円であります。支出の第1款下水道事業費用の決算額は、4億2,996万5,146円であります。次のページをお開きください。

資本的収入及び支出について、消費税込みの金額であります。収入の第1款資本的収入の決算額は、2億5,996万6,000円であります。支出の第1款資本的支出の決算額は、4億961万393円です。また、翌年度への繰越額4,421万円は地方公営企業法第26条の規定による繰越額

で、去る6月議会定例会において繰越計算書の報告をいたしましたとおり、下水道ストックマネジメント計画策定及び浸水シミュレーション業務、川棚浄化センターの改築・更新実施計画、耐震化実施計画業務に係るものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、4ページの表下に記載のとおり補填を行っております。次に決算書5、6ページをお開きください。

このページには損益計算書を記載しております。5ページの最下行に記載のとおり、本年度の経常利益は560万4,985円であります。6ページに記載のとおり、前年度の繰越欠損金が3,289万8,194円ありますので、当年度分の未処理欠損金は2,729万3,209円となります。

7、8ページには剰余金計算書、9、10ページには貸借対照表、11ページから16ページには事業報告書を記載しております。17、18ページにはキャッシュフロー計算書、19、20ページには固定資産明細書、21ページから26ページには企業債明細書、27ページから31ページには収益費用明細書及び資本的収支明細書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

(11:43)

議 長 はい。引き続き、水道事業会計の追加説明を求めます。水道課長。

水道課長 はい。それでは、認定第7号「令和3年度川棚町水道事業会計決算」についてご説明をいたします。決算書の11ページをお開きください。

1. 概況の(1)総括事項です。令和3年度における川棚町上水道の給水状況は、給水区域内人口1万3,418人で、その約99.8パーセントにあたる1万3,389人に給水をいたしました。年間総配水量は206万9,547立方メートルで、前年度に比べ3万8,605立方メートルの増加となっております。

年間総有収水量は、186万4,141立方メートルで、前年度に比べ3万5,683立方メートルの増加となっております。また、有収率につきましても前年度に比べ0.1ポイント増加し、90.1パーセントとなっております。

ります。この有収水量の増加につきましては、工場での増加が主なものであり、約4万立方メートル増加をしております。次に、経営の状況についてです。決算書1、2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、消費税込みの金額であります。収入の第1款水道事業収益の決算額は、3億4,285万1,472円であります。支出の第1款水道事業費用の決算額は、3億3,977万2,778円であります。次のページをお開きください。

資本的収入及び支出について、消費税込みの金額です。収入の第1款資本的収入の決算額は0円であります。支出の第1款資本的支出の決算額は、9,811万5,205円あります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、4ページの表下に記載のとおり補填を行っております。5、6ページをお開きください。

このページには損益計算書を記載しております。5ページ最下行に経常利益を記載しておりますが、55万4,494円の経常利益となっております。6ページでの前年度繰越利益剰余金を加算した6,131万3,296円が当年度未処分利益剰余金となっております。

7、8ページには剰余金計算書、9、10ページには貸借対照表、11ページから16ページには事業報告書を記載しております。17、18ページにはキャッシュフロー計算書、19、20ページには固定資産明細書、21、22ページには企業債明細書、23ページから27ページには収益費用明細書及び資本的収支明細書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

(11:47)

議 長 はい。ただいま各会計についての説明を受け、このあと質疑を行います。決算内容については成果報告書にも詳しく記載をしてあり、監査委員による決算審査意見書等もお手元に配付をされております。さらに、決算審査特別委員会に付託する予定でありますので、この点お含みの上、各会計の歳入・歳出及び全般にわたり、政策的なもの、あるいは総括的なものとなるようご協力をお願いいたします。

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(11:48)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 これから質疑を行います。議事整理上、一般会計と特別会計の会計ごとに分けて質疑を行います。なお、川棚町議会会議規則における質疑に関する規定では、質疑回数は1議題につき3回との原則ですが、会計ごと3回までの質疑を許可する議事運営といたします。

議 長 それでははじめに、認定第1号「令和3年度川棚町一般会計決算認定」に対する質疑を行います。堀田議員。

1 3 番 堀 田 13番、堀田です。今日もらった令和3年度決算補足資料の8ページになりますけど、8ページの扶助費が令和2年度と比べて大幅に上がっております。こういった扶助費の増加の要因っていいですかね、そういったものを、こういったことでそういうふう増加がなっていたのかお尋ねします。

それともう一つ、結婚新生活支援事業で決算書の37ページ、地域づくり事業費の結婚新生活支援費ですね、これが令和3年度の予算では300万の予算が組んであったと思いますけど、この183万ですかね、の結果になったというのは、件数が少なかったのか、あるいは申込数といいますか、そういう情報発信ができていないためにこういったふうに少ない結果になってしまったのかお尋ねをします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。議員の質問にお答えいたします。まず、補足説明資料8ページの扶助費につきまして、令和3年度決算における主要施策の成果報告書の8ページをご覧ください。今回、扶助費がおっしゃるよう急激に伸びておりますが、その要因としましては(3)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費や子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、こちらの昨年度コロナも関係します国の給付事業、こちらが主な増加の要因となっております。

そして、二つ目のご質問にありました結婚新生活の支援事業につきましては、大変恐縮ですがちょっと今手元に資料を持ち合わせておりませんので、改めてご回答させていただきたいと思っております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。山口議員。

6 番 山 口 成果報告書で2点ほどお尋ねしたいんですが、成果報告書の48ページなんですが、自治会の敬老事業等補助金というのですね、これが昨年度新たに始まった制度なんですね。いわゆる敬老事業を廃止して自治会の敬老事業に補助金をやると。そしたら、これが結果を見れば、いわゆる26地区に、金額は別個に26地区に支出したと。そしたら地区からいけば37地区なんですけども、国病を除けば実質的には36地区であろうと判断されるんですけども、ではその10地区が全くこれに入っていないというのは、何か制度的に何らかの申請その他が難しい面があったのかどうか、それとも10地区は従来からやっていないから、そのまま素通りしたのか、そういったことの調査はされたのかというのが1点です。

それから、全体的なことでもこれも成果報告書からなんですが、104ページから109ページまで、災害復旧費なんですが、それは例えば104ページでいけば、いわゆる農林水産施設の災害復旧費というのが、いわゆる農地15か所、農業施設22か所の工事は、未契約にて翌年度へ繰り越したと。それから土木の108ページですが、これも災害復旧のところ、一部区間において工事を発注したが、全て翌年度へ繰り越したと。非常に災害復旧にしては、迅速かつ、まあそれに対応するのが正常だろうと思うんですが、この2か所とも、翌年度の繰越しとか、未契約とか、そういうのが載ってるわけですけども、これは何かそういう未契約に至った要因とか、翌年度に繰り越さなければいけなかった理由というのは何らかあるのか、結果的に翌年度に繰り越せば、災害がもし重なった場合に、同じ場所がまた更に災害が広がる可能性がある。まあそういったところ考えれば、迅速に対応すべきだったんじゃないかという判断をするんですが、そこら辺はどう考えておられるのか。以上です。

議 長 長寿支援課長。

長寿支援課長 はい。自治会敬老事業費事業等補助金についてお答えをいたします。先ほど言われたとおり、実施請求をされていない地区がいくらかございます。その請求しなかった、もしくは事業をしていないというような理由はですね、調査はしておりません。また、平島地区においては4地区ございますけれども、これは1団体として、まとめて1丁目から4丁目まで合

同でされておりますので、請求は1か所となっております。今後も総代会等で説明をし、なるべく活用しやすいような事業にしていきたいと思っております。以上です。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。質問にお答えをいたします。今回未契約繰越し、あと繰越しが結構数が多い、それは災害でありますので、本来は迅速に対応をするべきものだということでのご質問であったかと思えます。この災害につきましては、8月の豪雨によりまして被災を受けております。その後、設計等を行いまして、査定が11月後半ぐらいまで国の査定が延びまして、それからいざ発注となりますと、やはり工期が足りません。ですので、3月一杯までの工期としてまずは発注を行うという形を取っています。どうしてもやはり標準工期では足りなくなりますので、その分を含めたところで契約した分については繰越し。あと未契約繰越しにつきましては、当初予算はないんですけども、被災を受けた時点で補正を組みます。その補正につきましては、どうしても契約できないという部分もありましたので、その分の額を未契約繰越しとして繰り越しているような状況です。これは農林災も公共土木災も同じようなパターンであるということです。以上です。

議 _____ **長** ほかに。小田議員。

7 番 小 田 はい。7番小田です。先ほどの山口議員の質問にちょっと関連をするわけですけども、敬老事業に対してですね。この敬老事業をですよ、支出が153万8,000円、1人1,000円単位で補助をするということで、1,538人という推測をいたしておりますけども、川棚町全体で対象となられる75歳以上の方が何人いられるのかというのを1点と、それと各地区で事業をされたと思えますけども、どのような事業に取り組みられたのかというのと、もう1点ですね、この事業を行うのには各地区からの75歳以上の名簿の提出が必要であるということですが、この名簿というのを各地区でまとめるのはなかなか大変な地区もあると聞いておりますので、町から各地区へ75歳以上対象者の名簿の開示ができないかということをお尋ねいたします。以上です。

議 _____ **長** 長寿支援課長。

長寿支援課長 はい。質問にお答えします。まず、75歳以上の人口なんで

すけれども、今年の8月末で1, 879名の方が対象の人数となっております。それから、どのような事業があるのかということなんですけれども、主に祝い金ですね。ギフトカードの配布であるとか、記念品、饅頭であるとか、エレナのギフトカードとか、そういったものが多いようです。それから弁当の配布ですね、そういったものの費用の一部にされているところが多いようです。大体同じような請求をされた地区については主に先ほど言ったような内容が多いようです。

それから、名簿の提出についてなんですけれども、これは個人情報等もありますので、一概にここでもう出せますよとはちょっとお答えできませんので、持ち帰って、また研究をしてみたいと思います。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで認定第1号「令和3年度川棚町一般会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:12)

議 _____ **長** 続きまして、認定第2号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。認定第2号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:13)

議 _____ **長** 続きまして、認定第3号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 ありませんか。質疑なしと認め、これで認定第3号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:13)

議 長 次に、認定第4号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで認定第4号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:14)

議 長 続きまして、認定第5号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで認定第5号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:14)

議 長 続きまして、認定第6号「令和3年度川棚町下水道事業会計決算認定」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで認定第6号「令和3年度川棚町下水道事業会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:15)

議 長 次に、認定第7号「令和3年度川棚町水道事業会計決算認定」に対する質疑を行います。山口議員。

6番山口 はい。成果報告書の監査の意見書の7ページにあるんですが、7ページのむすびのところのですね、よろしいでしょうか、むすびのと

ころの真ん中くらいにですね、ちょっと読み上げますが、「給水収益の減少に加え、事業費用のうち営業費用の浄水費・配水給水費の増加により、収益面は低下している。」とあるんですよね。そうすれば、今後こういうふうな現象が続いてくれば、これは結果として町民の負担、いわゆる上水道の料金値上がりにつながる可能性も出てくると、まあそういった点こういうふうに指摘されてますが、この点についてはどう考えているのかちょっとお尋ねしたいと。

議 _____ **長** 水道課長。

水道課長 はい。お答えします。水洗化や人口の減少に伴いまして、有収水量というのは減少傾向にあることは承知をしております。ただ、今現在黒字の状況でございますので、水道料金の値上げについてはまだ検討をしている段階ではございません。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。水谷議員。

1 2 番水谷 素朴な質問で大変申し訳ないんですが、監査委員さんの決算意見書の中に、水道会計と下水道会計があるんですが、もう一つ議案の中の認定では、第6号に下水道、第7号に水道とあるんですが、この順番は何か決まっているのかどうかを確認をしたいんですが。意味がわかりませんか。

議 _____ **長** はい、水道課長。

水道課長 この分につきましてはすみません、私の方で調整できることではございませんので、議会事務局の方で、すみませんお願いします。

事務局長 議会事務局からです。議事日程はあくまでも議事整理上で順番で作っておりますので、直接の関係はございません。

議 _____ **長** はい、水谷議員。

1 2 番水谷 できるだけ監査委員さんの報告とですね、議案と、逆さまになってしまうものですから、できれば同じ方向がいいなという気持ちで質問しました。以上です。

事務局長 はい。今後ちょっと考慮してみます。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。長寿支援課長。

長寿支援課長 はい。申し訳ないです。先ほどの自治会の補助金の関係で、75歳以上の人数を1, 879とお答えしましたけれども、2, 433の間

違いです。すみません。お詫びして訂正いたします。

議 **長** はい。ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで認定第7号「令和3年度川棚町水道事業会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:20)

議 **長** お諮りします。ただいま議題となっております、認定第1号「令和3年度川棚町一般会計決算認定」から認定第7号「令和3年度川棚町水道事業会計決算認定」は、更に予算の執行状況、その他内容的に審査を加える必要があらうかと思われまますので、12人の委員で構成をする決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までの令和3年度各会計決算認定については、12人の委員で構成をする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

(13:22)

議 **長** 決算審査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

決算審査特別委員会の委員は、ただいま配付をいたしました決算審査特別委員会名簿のとおり、議長を除く議員12人を指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしました

議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

(13:23)

議 長 ただいま設置いたしました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、このあと休憩をいたしますので、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、第1委員会室において委員会を開き、正副委員長を互選していただきたいと思います。併せて、分科会審査区分等の決定もお願いをいたします。

なお、委員会での決定事項につきましては、委員長から議長まで報告をお願いをいたします。

議 長 それではここで、しばらく休憩をいたします。

(13:23)

(…休 憩…)

(13:33)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 ここで、長寿支援課長より資料の訂正について発言の申し入れと、先ほど質疑のありました企画財政課長より、決算書37ページの結婚新生活支援事業について、説明したいという申し入れがっておりますので、これを許可いたします。長寿支援課長。

長寿支援課長 はい。成果報告書の136ページをお開きください。136ページ、第一 総括の1の決算概要の4行目になります。「収入未済額は、介護保険料未納額7,281千円である。」としておりますけれども、この「7,281」を「7,940」、「7,940千円」に訂正をしていただきたいと思います。度々訂正で申し訳ありません。訂正してお詫びいたします。

議 長 はい。続きまして、企画財政課長。

企画財政課長 はい。堀田議員の結婚新生活支援事業費の予算300万に対して決算が183万7,000円ということで、ここの状況についてご説明いたします。こちらの300万の予算の内訳ですが、川棚町結婚新生活支援事業支援補助金ということで、新婚生活を送られるご夫婦への補助金が内容となっております、300万円は。で、具体的な内訳としましては、最大60万円の給付事業になりますので、60万円かける5組ということで、当初

想定をしておりました。実績としましては、5組は5組なのですが、補助事業費が60万には達しておりませんので、結果的に実績として183万7,000円ということの実績となっている状況でございます。情報発信につきましても、今、町としましてはホームページでの掲載、そして町の広報誌による情報発信ということで取り組んでおりますが、更なる利活用をいただきたいというところで、県の方でも結婚の相談窓口もありますので、そういったところとも連携をしながら、こういう制度の周知に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長 はい。先ほど、決算審査特別委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨の通知を受けましたので、報告をいたします。

委員長に山口隆委員、副委員長に小田成実委員。以上のとおりであります。

決算審査特別委員会での付託区分及び日程案については、ただいまお手元に配付しております決算審査付託区分表及び決算審査日程表のとおりであります。

決算審査特別委員会では十分な審査を行っていただき、本定例会最終日までに審査報告書の提出をお願いをいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 3 : 3 6)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 高以良壽人

会議録署名議員 炭谷猛